

## 委員からの意見等資料

## 最終報告のとりまとめに向けた意見

### 1 地方大学の振興について

#### 【地方創生に資する大学改革に対する国の財政支援】

- 今回、特定の分野においては、日本での最高水準、又はグローバル水準の人材を育成するとともに、地域産業に貢献する「キラリと光る地方大学」の振興に向けて、極めて先導性の高い事業に対しては、国による高率の財政支援制度を創設するなど思い切った措置を講じるべきである。
- 今後は、地方を担う多様な人材の育成や産学官連携による地域の中核的な産業振興を促進するため、国による高率の財政支援制度である当該交付金について、確実に制度化されること。なお、制度化にあたっては、中長期的な事業実施が必要であることから、安定的・継続的な支援を行うためにも、法的根拠を持った交付金とすべきである。

### 2 若者雇用の創出について

#### 【地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充】

- 本有識者会議は、地方における雇用創出及び若者の就職促進も大きなテーマであるが、国及び地方公共団体のみならず、経済界においても、東京圏在住の地方出身学生等の地方への還流や、地方在住学生の地方での定着促進に向けての取組みが望まれる。
- この観点から、大企業等が本社機能の一部を地方に移転することが期待されるころであり、これらを行う企業に対して税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」は非常に有効と考える。
- そのため、平成 29 年度末をもって適用期限が到来する本制度の継続は当然行うべきであり、加えて、より実効性を持たせるため、支援対象施設の拡充や対象区域の緩和に加えて、東京から地方に人の流れを創り出すという観点からも、雇用促進税制の適用要件や適用人数の緩和など更なる制度の拡充を図るべきである。

## 【移住の促進と受入体制の充実】

- 本県では、東京に「富山くらし・しごと支援センター」設置し、3名の専任の相談員が移住希望者やUターン希望者の仕事や住まいに関する相談に応じるなど、県外からの移住促進に積極的に取り組んでいる。
- 一方、県内における移住者の受入体制についても、南砺市、氷見市など移住者の受入れに意欲的な6地域を「移住者受入モデル地域」に指定し、地元自治会等による移住者受入促進の取組みを支援している。
- 県や市町村の相談窓口を通した移住者は、若い世代を中心に年々増加しており、平成20年度の207人から、平成24年度には316人、平成28年度は565人と着実に増加し、平成20年度から28年度までの9年間では3,100人を超えている。

○相談窓口等を通した移住者数の推移



- また、UIJターン就職の推進にも取り組んでおり、本県の大学卒業生のUターン就職率は、平成18年3月卒業生の51.3%から平成29年3月卒業生の58.4%へと増加し、大学等卒業時における県外流出者の推計値も平成18年3月の3,423人から平成29年3月の2,410人と1,000人以上も減少している。
- こうした取組みもあり、従来は流出が多かった20~24歳の若い世代での社会動態が改善（H26：△487人、H27：△422人、H28：△61人）※しつつあり、全世代でも、平成28年にはプラス226人※と11年ぶりの転入超過となった。  
（※ 外国人を含む人数）
- 県外からの移住を進めることは、人口が減少する中、地域の活力を維持する観点からも大変重要であり、県庁全体での取組みや市町村との連携など施策の横展開を行い、移住の促進に積極的に取り組んでおり、このような取組に対して、国としても積極的な支援をお願いしたい。

### 【奨学金返還助成制度の拡充】

- 富山県では、県内産業の将来を担う人材となる県外の優秀な人材を確保して、県内企業の発展を図るため、富山県理工系・薬学生対象奨学金返還助成制度（登録企業と県がそれぞれ奨学金返還助成額の2分の1を負担）を設けている。
- この度、産業界のニーズに応じ、優秀な学生のUIJターン就職を更に促進するため、平成30年度（平成31年4月入社予定者分）より、理工系学部生も助成対象者とし、制度を拡充することとしている。

### 3 東京における大学の新增設の抑制について

#### 【例外事項の限定化】

- 文部科学省が公示した大学等の設置にかかる認可基準では、東京23区内における平成30年度の大学の収容定員の増と平成31年度の大学の設置を認可しない方針が示されたが、既に機関決定等が行われている場合や専門職大学の設置等の例外事項も示されたところである。
- 東京一極集中の抜本的な是正を図るため、東京23区内の大学の定員抑制については、当初よりも例外が広がっており、総定員の範囲内でのスクラップ・アンド・ビルドによる学部・学科の新設や社会人や留学生の受け入れなど、真にやむを得ない場合を除き、定員増の抑制が骨抜きにならないよう、これ以上の例外措置を認めるべきではない。

なお、特に専門職大学については、新しい制度とはいえ、東京に数多く所在する専修学校がこれに衣替えした場合、新たな一極集中の要因になると懸念されることから、一定期間が経過した後には、抑制の対象にするべきである。

# U・I・Jターンと移住・定住の推進

## U・I・Jターン就職推進の主な取組み

### 新 とやまUターン就職応援事業

①「元気とやま！就職セミナー」の開催

②「就活女子応援カフェ」の開催

東京、京都、名古屋

③とやまへUターン補助事業 等

県外学生の県内企業説明会への参加を支援

〔交通費の1/2を助成(上限1万円)〕

### 新 地方創生インターンシップ推進事業

首都圏等でのインターンシップイベントに出展

### 新 大学連携コーディネーター配置事業

富山くらし・しごと支援センターにコーディネーターを新設

首都圏大学とのUターン就職にかかる連携を強化

### 新 富山女子限定！就職応援カフェ事業

県内の女子学生限定の就職セミナー、女性先輩社員との座談会を開催



元気とやま！就職セミナー



就活女子応援カフェ

### 【全国屈指のUターン就職率】

◎大学等卒業時における県外流出(推計)

2006.3卒 **3,423人** ⇒ 2017.3卒 **2,410人**

◎大学卒業者のUターン就職率

2006.3卒 **51.3%** ⇒ 2017.3卒 **58.4%**

男女計

全年齢の社会移動  
(日本人+外国人)

うち20~24歳の社会移動

2014年 Δ1,147人 Δ487人

2015年 Δ897人 Δ422人

2016年 11年ぶりの  
転入超過 226人 Δ61人

## 「くらしたい国、富山」推進本部の設置(2007年)

県、市町村の窓口を通じた移住者数

2008年 2010年 2014年 2015年 2016年

207名 → 300名 → 411名 → 462名 → 565名

### 新 大阪圏等における移住情報発信強化

大阪ふるさと情報センターへの富山県ブースの設置、定期相談会等の実施

### 拡 有楽町オフィス相談体制の強化

若年層などの移住増のため、仕事相談員1名を新たに配置

### 新 移住希望者データベース活用

・とやま移住・転職フェアの開催

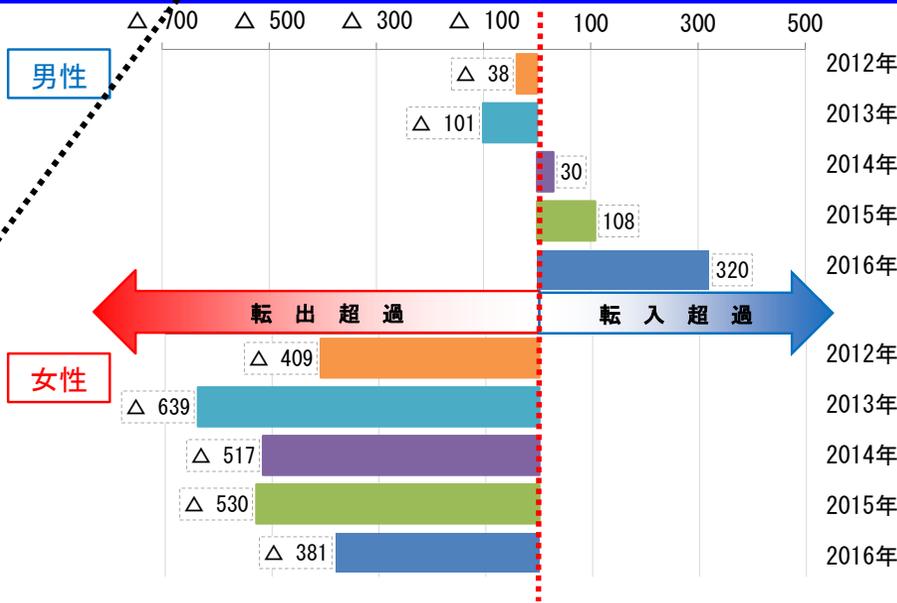
※7/9(日)開催(東京交通会館)

来場者:206組 263名 **仕事カフェ 参加者約100名**

毎月第2水曜日



### 20歳~24歳の社会移動(日本人+外国人)

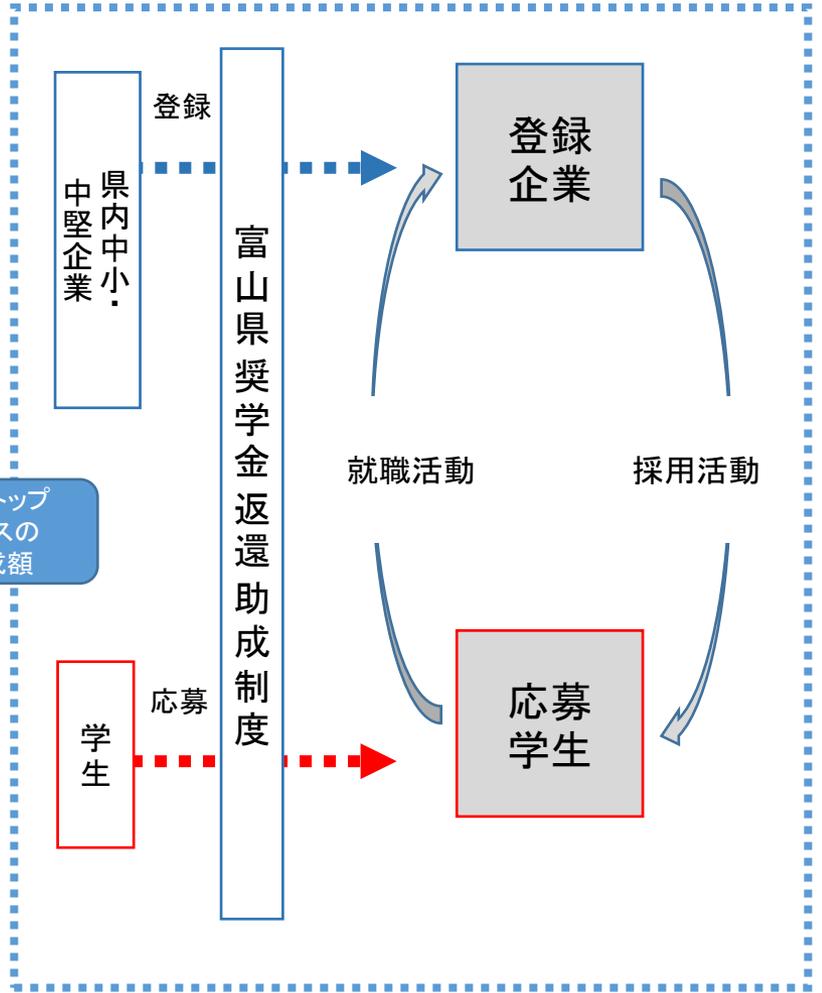


# 富山県理工系・薬学生対象奨学金返還助成制度

○ 富山県では、県内産業の将来を担う人材となる県外の優秀な人材を確保して、県内企業の発展を図るため、富山県理工系・薬学生対象奨学金返還助成制度を設けている。

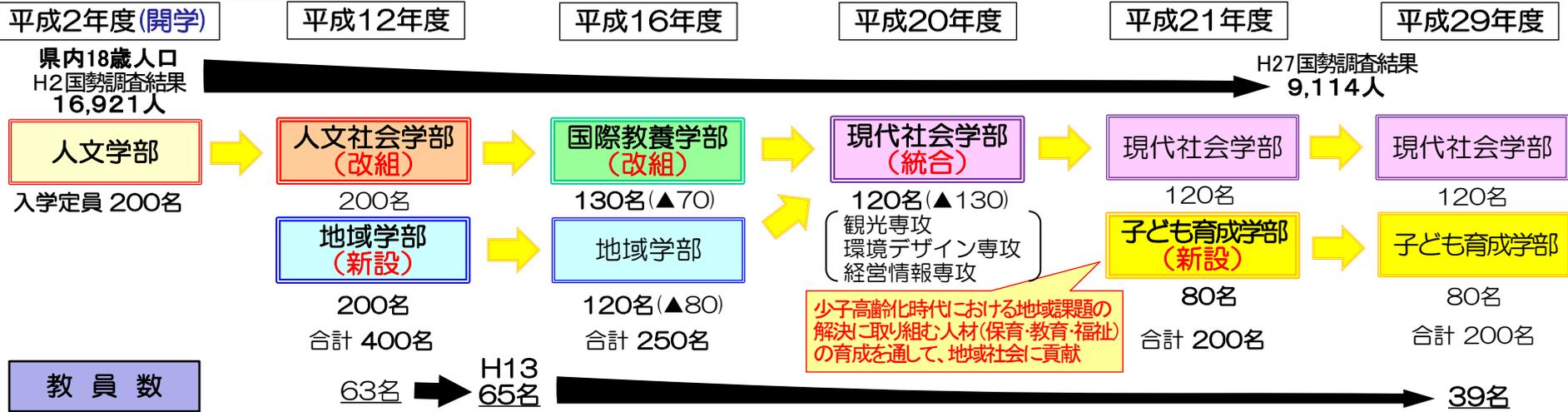
## ■富山県理工系・薬学生対象奨学金返還助成制度の実施状況

対象者	理工系学部生(平成30年度拡充) 理工系大学院 6年制薬学部生				
対象奨学金	日本学生支援機構第1種(無利子) 富山県奨学資金				
助成金額	対象者	対象期間	奨学金返還助成額		
	理工系学部生	3~4年生	2年分	約72~154万円	
	理工系大学院	修士課程	2年分	約120~211万円	
	6年生薬学部	5~6年生	2年分	約72~154万円	
1~6年生		6年分	約216~461万円		
助成要件	登録企業に就業し奨学金を返還していること				
助成方法	毎年度末に、返還した奨学金の額に相当する額を本人に支払う。登録企業に就業後、10年間就業が確認できた場合は、奨学金残額を日本学生支援機構等に一括して支払う。				
実績	平成28年度 登録企業13社、応募学生2名 平成29年度 登録企業55社、応募学生15名				
他県状況		対象者	対象奨学金	助成金額	企業負担
	石川県	理系大学院生 (県内外問わず)	日本学生支援機構奨学金 (無利子・有利子問わず)	上限100万円	なし
	福井県	学部生等 (県外)	日本学生支援機構奨学金 (無利子・有利子問わず)	上限100万円	なし



# 富山国際大学における大学改革の取組み

## 学部のスクラップアンドビルド



## 特色ある取組み

### ★「現代社会学部」

・観光専攻では、「観光概論」や「観光経営論」などに加え、「世界遺産論」、「民族・文化と観光」、「富山県の文化・自然と観光」といったユニークな科目を開講、インターンシップにも熱心に取り組み、実践的な観光人材を育成、供給

世界遺産論 世界遺産の登録の仕組みや動向、日本やラテンアメリカの世界遺産の事例、日本における世界遺産の保存・活用などについて講義



▲ 有名リゾートホテルでのインターンシップ

### ★「子ども育成学部」

・幼稚園教諭一種免許と保育士資格の同時取得が可能となるカリキュラムの提供等により、子ども・子育て支援新制度に対応した人材を育成・供給  
・小学校教諭一種免許が取得できるカリキュラムを設定し、小学校教諭が大量退職する時期を迎えた本県公立学校に人材を供給

履修モデル (このほかにも進路に合わせて、多様な学びができます)

小学校教諭 小学校 → 小学校 + 幼・保 または 小学校 + 社会福祉

社会福祉士(受験資格) 社会福祉 → 社会福祉 + 幼・保 または 社会福祉 + 小学校  
\*原則として教員免許と併修

幼稚園教諭・保育士 幼・保 → 幼・保 + 小学校 または 幼・保 + 社会福祉



▲ 幼稚園教育実習

## 大学改革の成果

### ■ 入学者定員充足率(直近5カ年平均)

小規模大学ながら**102.1%**と18歳人口減少下において健闘

### ■ 教員数の抑制

教育研究に支障がない範囲で専任教員等の人件費を**削減**(最大時65名から現在39名)

### ■ 公立学校教員採用選考受検者数・名簿登録者数の大幅な増加

県内小学校にとって非常に重要な**人材の供給源**

### ■ 高い県内入学者率・県内就職率

H29年度入学者の**89.7%**が県内出身者、H28年度卒業生の就職率は**100%**、県内就職率は**82.3%**と**高率**

### ■ 学校運営(大学経営)の安定化

平成25年度決算以降**大学単独**(付属高除く)で**黒字化**を達成

## 地方大学の振興及び若者雇用に関する有識者会議

### 第11回 資料1、ページ4、に対する意見

平成29年10月25日 金子元久

標記の点（第11回資料1、ページ4 8行目以下）について、次回（第12回、平成29年10月30日）に申しあげようと思っておりましたが、都合で参加できなくなりましたので、要旨を下記に記します。

ここでの記述を字義通り解釈すれば、23区での規制だけでなく、「周辺部」（その範囲は明らかではない）にある大学の入学定員についても何等かの規制を行うことが提案されている。さらに「縁辺部」（これは都市部以外をさすものであろう）の大学への助成金の付加、あるいは「東京圏」（この範囲も明らかではない）にある大学に対する定員超過への「ペナルティ」の増加、などが示唆されていると読める。

たしかにこれまでの会議において、23区とそれ以外とを画然と区別することの不自然さへの懸念が表明されていたことは記憶している。しかし上記のような、いわば総合的な規制体制につながるような議論がなされたとは率直に思って思えない。

こうした考えをもし具体化するのであれば、「周辺部」あるいは「東京圏」などを具体的に議論して定義しなければならなくなる。しかし教育機関の所在や、大学進学者数などは既存の自治体の行政区画とは入り組んだ関係にあり、論理的に明確な区分けが容易にできるとはとうてい考えられない。また他府県からの入学者が突出して多いということのみからいえば、近畿・大阪圏も問題にする必要も生じる。

また憲法上の「教育の自由」からすれば、私学を規制ないし助成する根拠は、公教育体系の一部としての私学における教育の質の担保にあるのが原則である。私学助成金を、定員超過率から算定した調整係数を用いて減額する措置も、教育条件を確保する手段として容認されている。またかつての工場等規制法による規制も、同時に開始された私学助成が、都市部の学生数を無秩序に増加させる結果を生じさせることを防ぐ意味があったともいえる。

以上を要するに、今回の大学の抑制に関する措置は、あくまで23区を対象とした例外的な措置と考えるべきであり、それをさらに一般化しようとするれば、様々の技術的に困難な問題を生じさせるだけでなく、政府と私立学校に関する原則に抵触しかねない。

むしろ本委員会として議論すべきなのは、地域振興に関して、地域大学がより意味のある役割を果たすことができる枠組みの構築であり、その点でこそまだ議論すべき点は多いのではないかと考える。以上。